

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和5年12月7日提出

日立市長 小川春樹

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 5 年 1 0 月 2 3 日

日立市長 小 川 春 樹

記

損害賠償の額を定めることについて

令和5年6月12日午前7時50分頃、日立市□□町□□□□□番
□地先市道10012号路上において、日立市□□町□□□□丁目□番
地□□□□□氏所有の自動車が走行した際、破損していた標識の支柱
の根元部分に左側前輪が接触し、当該自動車に物損を与えたので、この
損害に対する賠償の額を下記のとおり定める。

記

損害賠償額 金23,606円